一般社団法人土木技術者女性の会 理事候補者選出選挙に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人土木技術者女性の会(以下「法人」という。)が策定した一般社団法人土木技術者女性の会 理事選出規程(以下「規程」という。)第25条に基づき、一般社団法人土木技術者女性の会選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)がその運営及び規程第2条に定める理事候補者を選出するための選挙実施に必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

- 第2条 選挙管理委員会は、「(一社) 土木技術者女性の会 選挙管理委員会」と表記する。
- 2 選挙管理委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- **4** 選挙管理委員会は、テレビ会議、電話会議システム、電子メールなどインターネット等 を活用したシステムを利用して会議を開催することができる。
- 5 選挙管理委員会は、法人の主たる事務所内に設け、選挙管理委員会に関する事務を処理 するため、法人事務局および規則等整備ワーキンググループが選挙管理委員会事務局を 構成して補佐する。

(公示の方法)

- **第3条** 規程第4条に基づき行う理事候補者選出選挙に関する公示は、この法人のウェブサイトに掲載するものとする。
- 2 メールニュース等への掲載は、ウェブサイトに公示後、直近に送付される号に掲載する ものとする。

(立候補の届出)

- 第4条 立候補する者は、立候補届を、規程第10条第1項により選挙管理委員会が指定した期日(以下「立候補締切日」という。)までに、選挙管理委員会事務局に提出しなければならない。ただし、立候補締切日を過ぎて郵便にて到達した場合、消印が立候補締切日以前の日であれば、受理するものとする。
- 2 選挙管理委員会は、立候補届を受理したときは、立候補した者に電磁的な方法もしくは 郵便で受理した旨の通知をするものとする。

(立候補者の所属支部の変更)

第5条 立候補届を提出した者が立候補届を提出した後、所属支部の移動を法人事務局に届け出たときは、選挙管理委員会は法人事務局と連携して情報の供出を受け、選挙管理委員会より立候補した者に通知の上、立候補届を修正する。

(立候補届の審査)

- 第6条 次に掲げる立候補届は、無効とする。
 - (1) 立候補する者が提出する立候補届に所定の事項が記載されていないもの。
 - (2) 正会員以外の会員から提出されたもの。
 - (3) 新規に立候補する者が提出する立候補届に、規程第10条3項に定める正会員1人以上の推薦者の記名・押印あるいは自署がなされていないもの。
 - (4) 同一正会員が2人以上の立候補者を推薦した場合の、当該正会員の推薦した全て の立候補者のもの。
 - (5) その他、規程または本要綱の規定に違反する記載のあるもの。
- 2 選挙管理委員会は、前項により立候補届を無効と判断したときは、当該立候補届出者に 理由を付して通知するものとする。

(立候補の取下げ)

第7条 立候補者は、規程第10条に基づき提出した立候補届を取り下げようとするときは、 立候補締切日までに、立候補辞退届を選挙管理委員会事務局に届け出なければならない。

(候補者名簿の記載事項及び記載順)

- 第8条 規程第11条で定める候補者と関連情報の一覧には、候補者の氏名、所属支部、年齢、勤務先名(所属機関・職名)、抱負、この法人での経歴及び推薦者氏名等を記載する。
- 2 候補者名簿の記載順は届出順とする。
- **3** 候補者名簿は、この法人のウェブサイトの会員ページに掲載し、掲載したときはその旨 を選挙権者に電磁的な方法もしくは郵便で通知するものとする。

(投票内容)

第9条 理事候補者選出選挙における投票者の投票内容は非公開とする。

(電子投票システム)

- **第 10 条** 規程第 16 条により、投票方法が電子投票システムを使用することになった場合には、原則として、以下の要件を備えることとする。
 - (1) 各選挙権者は一度のみ投票できること。
 - (2) 投票は、候補者一覧から投票したい者にチェックする方法で行うことができ、投票前に確認できること。
 - (3) 投票するための投票画面に掲載する候補者一覧は、次の項目を、本要綱第8条第2項で定める順で記載すること。
 - 氏名
 - ② 所属支部
 - (4) 同一の候補者に2票以上投票できないようにすること。
 - (5) 開票結果として立候補者別の得票数を取得できること。

(投票期間)

第11条 投票できる期間は原則として3週間とし、選挙の公示に記載するものとする。

(電子投票システムの管理)

- **第12条** 電子投票システムの管理は、選挙管理委員会もしくは選挙管理委員会事務局が行う。
- 2 電子投票システムを管理するため付与される情報は、選挙管理委員会もしくは選挙管理委員会事務局が管理するものとする。
- 3 選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会事務局は、投票期間中、電子投票システムの稼働状況を確認する場合を除き、投票状況を閲覧してはならない。

(開票)

- 第13条 開票は、選挙管理委員会委員の指示により、委員あるいは選挙管理委員会事務局 が行う。
- 2 前条による電子投票システムを、やむを得ない事情により選挙管理委員会委員あるい は選挙管理委員会事務局が作動させることができないときは、選挙管理委員会委員が指 名した者が作動させるものとする。

(選挙結果に関する公示事項)

- 第14条 選挙結果を公示する際は、当選した候補者について次の事項を記載する。
 - (1) 氏名
 - (2) 所属支部
 - (3) 現職理事かどうかの区別

(当選者への通知)

第15条 選挙管理委員会は、選挙結果を公示した後、速やかに当選した者に、その旨を電磁的方法あるいは郵便にて通知するものとする。

(異議申し立て)

第16条 規程第19条により異議申し立てを行う場合、申立人は氏名、会員番号、異議申し立ての内容及びその理由を記載した文書を作成し、選挙結果の公示日より14日以内に事務局に到達するように送付しなければならない。

(総会への報告)

第 17 条 選挙管理委員会は、規程第 20 条に基づき、理事候補者選出選挙の結果を総会に 報告するものとする。

(欠員の補充)

第18条 選挙管理委員会は、理事に欠員が生じたときは、規程第24条に基づき、適切に対応することとする。

(要綱の改正)

第19条 この要綱の改正は、選挙管理委員会の承認を要する。

改定履歴

2018 (平成 30) 年 2 月 19 日作成 2020 (令和 2) 年 2 月 22 日改定



様式1

一般社団法人土木技術者女性の会 選挙管理委員会 御中

理事候補者選出選挙 立候補届

候補者氏名		
所属支部	会員番号	
生年月日	勤務先	
電話番号		
メールアドレス		
住所		
略 歴 (会における活動 歴等)		写真添付 3cm×4cm *別ファイルとしても 送付のこと
立候補にあたっての抱負		

推薦者*1

氏名*2	会員番号	生年月日
印		年 月 日

^{*1} 現職理事は推薦者は不要。*2 氏名を自署の場合は押印不要。

上記の通り立候補の届出をします。

年 月 日

立候補者氏名*3

*3 氏名を自署の場合は押印不要。

一般社団法人 土木技術者女性の会

印



様式2

一般社団法人土木技術者女性の会 選挙管理委員会 御中

理事候補者選出選挙 立候補辞退届

氏名		
所属支部	会員番号	
生年月日	勤務先	
電話番号		
メールアドレス		

私は、本年度に行われる理事候補者選出選挙に際し、下記の通り立候補を取り下げます

年 月 日

立候補者氏名 印

*氏名を自署の場合は押印不要。